

銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法人その他の団体が、地域の活性化、地域課題の解決等に資する事業を行うために要する経費について予算の範囲内で交付する銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、銚子市補助金等交付規則（昭和33年銚子市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング型ふるさと納税 事業を実施するために必要な経費について、ふるさと納税制度（個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。次号において同じ。）を活用して資金を調達する仕組みをいう。

(2) ポータルサイト ふるさと納税制度による寄附の申込みを行うことを目的としてインターネットにアクセスする入口となるウェブサイトをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、地域課題の解決を図る等市の施策と整合する活動を行っている団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象団体としない。

(1) 法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、その代表者）に市税等（地方

税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金であって、本市が徴収するものをいう。)の滞納があるとき。

(2) 宗教的又は政治的な目的を有しているとき。ただし、国、県又は市の指定文化財の保護を目的とした事業であるときを除く。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団であるとき。

イ 団体の構成員のうちに、銚子市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等があるとき。

ウ 団体の構成員のうちに、ア又はイに掲げるものと密接な関係を有する者があるとき。

(4) 法令又は公序良俗に反する活動等をしているとき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの事業であって、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、広く人々の共感を得ながら取り組むことができる事業とする。

(1) 地域の活性化又は地域創生に資する事業

(2) 地域課題の解決につながる事業

(3) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(2) 法令又は公序良俗に反する事業

(3) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他の団体が交付する補助金等（以下この項において「国等の補助金」という。）の交付を受ける場合においては、補助対象経費のうち、当該国等の補助金の対象となる部分については、補助対象経費としない。

（事業認定の申請）

第6条 補助対象団体は、補助対象事業の認定を受けようとするときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（事業の認定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定（却下）通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（認定事業の変更等）

第8条 前条の規定により事業の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）が同条の規定による認定の通知を受けた事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は当該認定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定内容変更等承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定内容変更等承認決定（却下）通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請は、次条に規定する寄附金の募集を開始する前までに行わなければならない。

（寄附の募集）

第9条 市長は、第7条の規定により事業を認定したときは、当該認定事業の内容（前条の規定により認定事業の内容を変更した場合にあっては、変更後の内容）をポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附金を募集するものとする。

（寄附金の額の通知）

第10条 市長は、寄附金の募集期間が満了し、寄附金の額が確定したときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業寄附金額確定通知書（別記様式第8号）により認定団体にその額を通知しなければならない。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、一の補助対象事業につき次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

(1) 補助対象経費の合計額

(2) 補助対象事業について市がクラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金の額の10分の4に相当する額（当該寄附金の額が寄附金の募集に当たりあらかじめ定めた金額（以下この号において「寄附目標金額」という。）を超える場合にあっては、寄附目標金額の10分の4に相当する額）

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第12条 認定団体は、補助金の交付を申請しようとするときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付申請書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第10号）
- (2) 収支予算書
- (3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確認書（別記様式第11号）
- (4) 市税等納付状況確認同意書（別記様式第12号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 認定団体は、認定事業が複数年度にわたる場合は、毎年度、前項の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしなければならない。

3 認定団体は、第1項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、当該書類提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定通知)

第13条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第13号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第14条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受

けた認定団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付申請内容変更承認申請書（別記様式第 1 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付申請内容変更承認決定（却下）通知書（別記様式第 1 5 号）により交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第 1 5 条 補助金は、当該補助金の対象となった事業が完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、交付決定をした補助金の額の範囲内において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の全部又は一部の概算払を受けようとするときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金概算払請求書（別記様式第 1 6 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 6 条 交付決定団体は、補助対象事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金実績報告書（別記様式第 1 7 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第 1 8 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 1 9 号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証明する書類

- 2 交付決定団体は、前項の報告をするに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税

額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

3 前項の場合において、交付決定団体は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第20号）を市長に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第12条第2項の規定により複数年度にわたり交付申請を行った交付決定団体は、それぞれの年度における補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに前3項の規定による実績の報告をしなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による実績の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金額確定通知書（別記様式第21号）により交付決定団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第18条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付請求書（別記様式第22号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の実施に関し、法令違反その他適当と認められない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付決定取消通知書

(別記様式第 2 3 号) により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 2 0 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 2 1 条 交付決定団体は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条第 1 項関係)

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	講師又は専門家の旅費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕代等
役務費	通信運搬費、振込手数料、保険料等
委託料	販売促進費、広告宣伝費、ホームページ作成料その他の

	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、事務機器等の使用料等
工事請負費	内装又は外装の工事等に要する経費
備品購入費	機械装置等の購入に要する経費
研究開発費	ソフトウェア、システム等の開発に要する経費
その他経費	市長が補助することを適当と認めた経費